

# 入居契約書

住宅型有料老人ホーム

グリーンリバー甲佐

(運営主体) 株式会社 AI プロジェクト

## 住宅型有料老人ホーム入居契約書【目次】

第1章 総則	
第1条 (目的)	3
第2条 (目的施設の表示および契約期間)	〃
第3条 (契約の締結)	〃
第4条 (各種サービス)	〃
第5条 (管理規定)	4
第6条 (施設の管理, 運営, 報告)	〃
第7条 (地域との協力)	5
第8条 (入居者の権利)	〃
第9条 (運営懇談会)	〃
第10条 (苦情処理)	〃
第11条 (賠償責任)	〃
第12条 (秘密保持)	〃
第2章 提供されるサービス	
第13条 (提供するサービス等)	5
第14条 (健康管理)	6
第15条 (食事)	〃
第16条 (生活相談, 助言)	〃
第3章 使用上の注意および制限	
第17条 (使用上の注意)	〃
第18条 (禁止又は制限される行為)	〃
第19条 (修繕)	7
第20条 (居室への立ち入り)	〃
第4章 費用の負担	
第21条 (家賃, 管理費の支払い)	〃
第22条 (入退所時期並びに不在期間に伴う費用負担割合)	8
第23条 (食費)	〃
第24条 (その他の費用)	〃
第25条 (費用の支払い方法)	〃
第26条 (費用の改定)	〃
第5章 契約の終了	
第27条 (契約の終了)	〃
第28条 (事業者からの契約解除)	9
第29条 (入居者からの解除)	〃
第30条 (明け渡し及び原状回復)	〃
第31条 (財産の引き取り等)	〃
第32条 (契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)	10
第33条 (精算)	〃
第6章 身元引受人及び返還金受取人等	
第34条 (身元引受人)	〃
第35条 (事業者へ通知を必要とする事項)	〃
第36条 (身元引受人の変更)	〃
第37条 (返還金の受取人)	11
第38条 (入居途中の契約当事者の追加)	〃
第39条 (契約当事者以外の第三者の同居)	〃
第7章 その他	
第40条 (入居契約時の手続き)	〃
第41条 (誠意処理)	〃
第42条 (合意管轄)	〃
第43条 (協議事項)	〃
第44条 (契約の効力)	12

\_\_\_\_\_様(以下「入居者」という。 )と、 株式会社 AIプロジェクト (以下「事業者」という。 )は当事者間において、以下の条項に基づく標記契約を締結する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 事業者 は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令、熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる目的施設を「利用権方式」で利用の権利を与え各種サービスを提供します。

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に事業者に対し、本契約に定める各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。

(目的施設の表示および契約期間)

第2条 施設の表示および契約期間等については、次のとおりとします。

住所；熊本県上益城郡甲佐町大字下横田506番地1 施設名；グリーンリバー甲佐

2 入居者は、令和    年     月     日以降であれば、いつでも前項の施設に入居することができ、この月日を、この契約では、「入居可能日」といいます。

3 どの介護居室にするかの選択は、入居者の要介護状態の変化に応じて、事業者と入居者又は身元引受人との間で協議し決定します。

4 この契約は、前項に定める入居可能日をもって効力を発生します。

5 この契約は、第27条に基づく契約の解除がない限り、入居者の終身にわたって存続するものとします。

(契約の締結)

第3条 入居者は、契約の終了がない限り、本契約の規定に従い、居住を目的として居室及び共同施設を利用することができます。

2 入居者は、施設の全部又は一部について、その所有権を有しません。

3 入居者は1ヶ月以内の入院中又は不在等の場合、その利用権を保有します。

4 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 居室の全部又は一部の転貸
- (2) 施設を利用する権利の譲渡
- (3) 他の入居者が居住する居室との交換
- (4) その他上記各号に類する行為等

(各種サービス)

第4条 事業者は、入居者に対して次に掲げる各種サービスを提供します。

- (1) 介助(介護保険給付対象サービスは除く。)
- (2) 健康管理
- (3) 食事の提供
- (4) 生活相談, 助言
- (5) 生活サービス

(6) レクリエーションその他の支援サービス

2 事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、緊急受診の付き添い等援助は行いますが治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。

3 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

(1) 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部 又は一部の譲渡

(2) その他上記に類する行為又は処分

(管理規定)

第5条 事業者は、本契約の詳細等を規定する管理規定を作成し、入居者及び事業者はこれを遵守するものとします。

2 前項の管理規定は、本契約に定める事項の他以下各号項目を含んだものとします。

(1) 居室数及び入居者の定員

(2) 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内容

(3) 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地・診療科目等の内容

(4) 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に行われる訓練等の内容。

3 管理規定は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において、改定することができるものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第6条 事業者は、管理者および施設長、その他必要な職員を配置し、施設の維持管理を行い、本契約に定める各種サービスを提供しつつ、入居者のために必要な業務を行い、施設を運営します。

2 事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し5年間保存します。

(1) 月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録

(2) 入居者に提供したサービスの内容

(3) 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録

(4) サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容

(5) サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容

(6) サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況

3 事業者は、入居者又は家族に対し次に掲げる事項を報告するものとします。

(1) 毎会計年度終了後4ヶ月以内に行う事業者の前年度決算の概要

(2) 過去1年以内の時点における施設の運営状況、年間の入退去者数等の入居者の状況、目的施設の収支状況、職員の数及び資格保有状況等

(地域との協力)

第7条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流と連携を図るとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力するものとします。

(入居者の権利)

第8条 入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。入居者はこれらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けることはありません。

(1) 可能なかぎりのプライバシーの尊重

(2) 個人情報の保護

- 2 入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。
- 3 緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束その他の行動は制限されません。
- 4 入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業者に委託する場合には、その管理方法、定期報告等について、事業者とあらかじめ協議して委託するものとします。
- 5 入居者又は身元引受人はいつでも管理状況の報告を事業者に求めることができます。
- 6 入居者は、施設での運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むことができます。
- 7 入居者は、事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対して申し出ることができます。

(運営懇談会)

第9条 事業者は、施設の運営等に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 事業者は、運営懇談会についての必要な事項は別途定めるものとします。

(苦情処理)

第10条 入居者は、事業者の提供するサービスに対する苦情を申立てることができます。

- 2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応するとともに適切な解決に努めます。
- 3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じることがあります。

- 2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録をします。

(秘密保持)

第12条 事業者は、業務上知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約期間中契約終了後にかかわらず第三者に漏らすことはありません。

## 第2章 提供されるサービス

(提供するサービス等)

第13条 事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所及び職員等について

重要事項説明書等において明示します。

- 2 事業者は、入居者により適切なサービスを提供するため、必要と判断する場合には提供する場所を施設内において変更する場合があります。
- 3 前項の変更を行う場合、次の手続きを行うものとします
  - (1) 事業者の指定する医師の意見を聴取すること
  - (2) 入居者及びその家族の意見を聴取すること
- 4 事業者は、居室の住み替えにより入居者の権利や利用料金等に重大な変更が生じる場合は、前項の手続きと合わせ、次の手続きを行うものとします。
  - (1) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設けること
  - (2) 住み替え後の居室の概要、費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明を行うこと
  - (3) 入居者の同意を得ること。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあつては、身元引受人等の同意を得ること

(健康管理)

第14条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し、入居者が健康を維持するように援助します。

(食事)

第15条 事業者は、調理専門の職員を配置して、原則として施設内の食堂等において、1日3食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。特に医師の指示がある場合は、特別食を調理します。

- 2 前項の特別食は、糖尿食(主に常食をベースにしてカロリー調整をします)、粥食、キザミ食、ペースト食に限られます。

(生活相談、助言)

第16条 事業者は、入居者からの一般的な対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

### 第3章 使用上の注意および制限

(使用上の注意)

第17条 入居者は、高齢者同士の集団生活であるとの趣旨に則り、施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って善良の管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第18条 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 銃砲刀剣類、爆発発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること
- (2) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し備えつること
- (3) 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
- (4) テレビ等や楽器演奏等にて大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること
- (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
- (6) その他、他の施設共同利用者の迷惑になるような行為

- 2 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うこ

とはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他必要な場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- (1) 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること
- (2) 犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること
- (3) 居室以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと
- (4) 施設内において、営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝活動等を行うこと
- (5) 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること
- (6) その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為

3 入居者は施設の利用にあたり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することとします。また、事業者は基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。

- (1) 入居者が、2週間以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法
- (2) 入居者が、看とり等の目的で家族を居室に宿泊させる場合の費用の負担及び支払い方法

4 入居者が、前各号の規定に違反等し事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修繕)

第19条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。

2 前項の規定に基づき、事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知します。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。

3 前2項の規定にかかわらず、居室内の軽微な修繕に係る費用負担等について、別途定めることとします。

(居室への立ち入り)

第20条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。

## 第4章 費用の負担

(居室利用料、管理費の支払い)

第21条 事業者が別に定める月額の利用料、管理費および希望により受ける個人的サービス等の費用については、原則前払いとし、入居者は毎月20日までに事業者に支払うものとします。

(入退所時期並びに不在期間に伴う費用負担割合)

第22条 月の途中での入退居等に係る利用料金(居室利用料、管理共益費)については、日割計算は行わず、次に定める利用料金を入居者は支払うものとします。

なお、下記の不在とは1日を通して施設にいなかった場合とします。

- (1) 入居時期が、15日までの場合は1ヶ月分全額を、16日以降の入居の場合は、1ヶ月分の半額(半月分)を利用料金額とします。
- (2) 退去の場合は、施設に不在の期間が当該月内の合計15日を超える場合は、1ヶ月分の半額(半月分)を利用料金額とします。超えない場合は1ヶ月分全額を利用料金額とします。
- (3) 在籍中の入院や外泊等で居室の不在の期間が発生した場合は、その不在の期間に関わらず在籍期間中の利用料金を全額支払うものとします。

(食費)

第23条 入居者は、食事の提供を受けるとともに本契約に定める食費を支払うものとします。

2 入退居並びに入院等で不在期間が発生した際に係る食費の計算法は、喫食日数が合計で15日を超える場合は1か月分の全額を、超えない場合は1か月分の半額(半月分)を食費金額とします。なお、1日のうちで1食でも喫食があった場合は1日とカウントされるものとします。

(その他の費用)

第24条 入居者が治療や介護を受けた費用で、公費又は健康保険で給付される以外の個人負担分の費用は、入居者の負担とします。

- 2 事業者は別途に定めるおむつ代・理美容代等については、前項の請求と同時に行い、入居者はその請求に対し、支払うものとします。
- 3 途中で要介護度に変更が生じた場合は、変更の適用翌月より管理共益費が介護度に沿った金額に変更されるものとします。

(費用の支払い方法)

第25条 事業者と入居者は、月払い利用料その他費用の支払い方法等について、次により支払方法を定めることとします。

- (1) 現金納付による支払
- (2) 入居者が指定する金融機関口座からの引き落としによる支払
- (3) 事業者が発行する納付書による金融機関からの振込
- (4) その他の方法

(費用の改定)

第26条 事業者は、月払い利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

- 2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いたうえ改定するものとします。
- 3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

## 第5章 契約の終了

(契約の終了)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- (1) 入居者が死亡したとき
- (2) 事業者が第 28 条（事業者の契約解除）に基づき解除を勧告し、予告期間が満了したとき
- (3) 入居者が第 29 条（入居者からの解除）に基づき契約解除を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第 28 条 事業者は、入居者が次の各号いずれかに該当し、かつそのことが本契約の将来にわたる維持が社会通念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。

入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき

- (1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- (2) 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- (3) 第 18 条の規定に違反したとき
- (4) 入居者の行動が、他の入居者又は職員に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止できないとき

2 前項規定の契約解除の場合、次の各号に掲げる手続きを書面で行います。

- (1) 30 日の勧告期間経過後の契約解除の通告
- (2) 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に対する弁明の機会の付与
- (3) 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先確保に協力すること

3 本条第 1 項第 4 号によって契約を解除する場合は、事業者は前項のほか、次の手続きを行います。

- (1) 医師の意見を聴くこと
- (2) 一定の観察期間をおくこと

(入居者からの解除)

第 29 条 入居者は、事業者に対して 30 日前に解除の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって、本契約は解除されたものとします。

(明け渡し及び原状回復)

第 30 条 入居者等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者等は、居室明け渡しの場合、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引き取り等)

第 31 条 事業者は、第 27 条による契約が終了した場合においては、入居者の所有物等を善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。ま

た身元引受人等は、居室その他の施設内の入居者所有の動産その他のものを引き取り、搬出、撤去する義務を負い、またこれを事業者から受領する権限を有します。

2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了後の翌日から起算して30日以内に入居者の所有物等を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者等に対して、前項の引き取り期限を書面等により通知します。

4 事業者は、引き取り期限経過後に残置された所有物等については、入居者及び身元引受人等が所有権放棄したものとみなし、入居者等の負担にて適宜処分します。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第32条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければならない。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし第29条第1号に該当する場合は、前条第2項に定める所有物等の引き取り期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(精算)

第33条 事業者は、本契約終了の際、事業者が入居者に対して債権を有する場合には、返還金から当該債権額を差し引くことがあります。この場合には、事業者は返還金から差し引く債権の内容を入居者等に明示します。

## 第6章 身元引受人及び返還金受取人等

(身元引受人)

第34条 入居者は、原則として身元引受人をあらかじめ定めるものとします。

ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合には、事業者は入居者及び入居調整に携わる関係者と協議するものとします。

2 身元引受人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる一切の債務を限度額300万円の範囲内で保証します。本契約が更新された場合も同様とします。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。

4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引き取るものとします。

(事業者に通知を必要とする事項)

第35条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、事業者への通知が必要な事項が発生した場合は、遅滞なく事業者に通知するものとします。

(1) 入居者又は身元引受人の氏名が変更した場合

(2) 身元引受人又は返還金の受取人が死亡した場合

(3) 入居者若しくは身元引受人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て(自己申立てを含む)、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをした場合

(4) 入居者が「任意後見契約に関する法律」により後見契約を締結した場合

(身元引受人の変更)

第36条 事業者は、身元引受人が前条第2号又は第3号の規定に該当することとなった場合

には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することがあります。

2 入居者は前項の請求を受けた場合、身元引受人を新たに定めることとします。

(返還金の受取人)

第 37 条 入居者は、第 33 条に規定する返還金に係る受取人 1 名を定めるものとします。

2 返還金に係る受取人は、身元引受人が兼ねることができます。

3 返還金受取人に支障が生じた場合、入居者は事業者に対し直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て新たな返還金受取人を定めるものとします。

(入居途中の契約当事者の追加)

第 38 条 入居者が、契約後若しくは既に入居している場合に、入居者は事業者に対して、契約当事者の追加を申し出ることができます。ただし、事業者は申し出を拒否することができますものとしてします。

2 追加入居者は、目的施設の利用及び各種サービスを楽しむ、直接に本契約に定める義務を負います。入居者と追加入居者は、本契約に基づく金銭債務につき互いに相手方の連帯債務者となります。

3 事業者が、追加入居者の申し出を承認する場合には、入居者及び事業者は協議の上必要な事項について、別に追加契約を文書により締結するものとします。

(契約当事者以外の者の宿泊)

第 39 条 入居者以外の者を、入居者の居室内にたち入らせようとする場合には、事業者に対してその旨を申し出ることとします。

ただし、事業者はその申し出を拒否することができるものとします。

2 契約当事者以外の親族等の宿泊は、原則看とりの場合のみとし、その場合も事業者の承諾を得るものとします。

## 第 7 章 その他

(入居契約時の手続き)

第 40 条 入居者等から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て、事業者の承諾がなされた後に契約当事者間で入居契約が締結されます。

2 事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう時間的余裕をもって、重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印し、本契約書を 2 通作成し、それぞれが保管することとします。

3 事業者は、本施設が介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解して頂き、入居者は個々に訪問介護事業等のサービスを受けるための契約が必要であることを説明します。

4 事業者は、訪問介護事業所を施設に併設若しくは離れた場所に設置する場合においても、入居者に対して不利益が生じる事がないようにいたします。

(誠意処理)

第 41 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第 42 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、本施設の所在地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。

(協議事項)

第 43 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、事業者並びに入居者の協議により定めることとします。

(契約の効力)

第 44 条 この契約書の効力は、契約の日から発効し、契約解除の日をもって失効するものとします。

以上の通り、事業者及び入居者、身元引受人は、本契約書を 2 通作成し、記名捺印のうえ入居契約とし、その証として、事業者及び入居者又は身元引受人は本書を 1 通ずつ保有します。

令和 年 月 日

【入居者】 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

【身元引受人】 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( )

【事業者】 住 所： 熊本県上益城郡甲佐町大字下横田 5 0 6 - 1

住宅型有料老人ホーム グリーンリバー甲佐

事業所名： 株式会社 AI プロジェクト

代表取締役 西村 寿朗 印

## 重要事項説明書

Ver 1.2

記入年月日	2025 年 2 月 14 日
記入者名	西村 寿朗
所属・職名	代表取締役
取込種別	2 修正
被災確認事業所番号	4300092000184

### 1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	5 営利法人
名称	かぶしきがいしゃえいあいぷろじえくと (ふりがな)	
	株式会社A Iプロジェクト	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	4330001026172
主たる事務所の所在地	〒 861 - 4621	
	熊本県上益城郡甲佐町下横田506-1	
連絡先	電話番号	096 - 234 - 8126
	FAX番号	096 - 234 - 8127
	メールアドレス	aiproject.inc.19@gmail.com
	ホームページ有無	2 無
	ホームページアドレス	
代表者	氏名	西村 寿朗
	職名	代表取締役
設立年月日	2019 年 3 月 15 日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

## 2 有料老人ホーム事業の概要

### (住まいの概要)

名称	ぐりーんりばーこうさ (ふりがな)						
	グリーンリバー甲佐						
所在地	〒	861	-	4621			
	熊本県上益城郡甲佐町下横田506-1						
所在地 (建物名等)							
市区町村コード	都道府県	熊本県	市区町村	434442 甲佐町			
主な利用交通手段	最寄駅	浅井入口					駅
	交通手段と所要時間	①バス利用の場合 熊本バス、浅井入口から徒歩約5分 ②自動車利用の場合 九州自動車道松橋ICより約20分					
連絡先	電話番号	096	-	234	-	8126	
	FAX番号	096	-	234	-	8127	
	メールアドレス	aiproject.inc.19@gmail.com					
	ホームページ有無	1 有					
	ホームページアドレス	https://	greenriver-kosa.com/				
管理者	氏名	西村 寿朗					
	職名	代表取締役					
建物の竣工日		2020	年	3	月	31	日
有料老人ホーム事業の開始日		2020	年	4	月	1	日

(類型) 【表示事項】

類型	3 住宅型			
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号			
	指定した自治体名	熊本県		
	事業所の指定日	年	月	日
	指定の更新日 (直近)	年	月	日

3 建物概要

土地	敷地面積	1983.49	m <sup>2</sup>			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		2 事業者が賃借する土地の場合				
		賃貸の種類別				
		抵当権の有無				
		契約期間	開始	年	月	日
			終了	年	月	日
			契約の自動更新			
延床面積	全体	722	m <sup>2</sup>			
	うち、老人ホーム部分	722	m <sup>2</sup>			
耐火構造	2 準耐火建築物					
	3 その他の場合					
建物	構造	3 木造				
		4 その他の場合				

	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物の場合				
		賃貸の種別				
		抵当権の有無				
		契約期間		開始		
				年	月	日
		契約の自動更新		終了		
年	月			日		
居室の状況	居室区分 【表示事項】	2 相部屋あり				
		2 相部屋ありの場合				
		最少	1	人部屋		
	最大	2	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分
	タイプ1	2 無	2 無	18 m <sup>2</sup>	1	2 一般居室相部屋
	タイプ2	2 無	2 無	13.5 m <sup>2</sup>	17	1 一般居室個室
	タイプ3	2 無	2 無	13.13 m <sup>2</sup>	3	1 一般居室個室
	タイプ4	2 無	2 無	14.38 m <sup>2</sup>	3	2 一般居室相部屋
	タイプ5	2 無	2 無	13.75 m <sup>2</sup>	2	1 一般居室個室
	タイプ6			m <sup>2</sup>		
タイプ7			m <sup>2</sup>			
タイプ8			m <sup>2</sup>			
タイプ9			m <sup>2</sup>			
タイプ10			m <sup>2</sup>			

共用施設	共用便所における 便房	6	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能な便房	6	ヶ所
	共用浴室	2	ヶ所	個室	2	ヶ所
				大浴場		ヶ所
	共用浴室における 介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴	1	ヶ所
				リフト浴		ヶ所
				ストレッチャー浴		ヶ所
				その他		ヶ所
	食堂	1	あり			
	入居者や家族が利用 できる調理設備	2	なし			
エレベーター	4	なし				
消防用設備 等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装 置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	1	全ての浴室あり			
	その他					
その他	耐震等級3構造設計					

#### 4 サービスの内容

(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<p>厚労省の推進する地域包括ケアを実現できるような施設運営を目指す。</p>
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<p>訪問診療や看護などの医療サービスと介護のサービスを一体的に提供する。</p>
<p>入浴、排せつ又は食事の介護</p>	<p>3 なし</p>
<p>食事の提供</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>洗濯・掃除等の家事の供与</p>	<p>3 なし</p>
<p>健康管理の供与</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>安否確認又は状況把握サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>生活相談サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサ ービスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)	
	入居継続支援加算 (II)	
	生活機能向上連携加算 (I)	
	生活機能向上連携加算 (II)	
	個別機能訓練加算 (I)	
	個別機能訓練加算 (II)	
	ADL維持等加算 (I)	
	ADL維持等加算 (II)	
	夜間看護体制加算 (I)	
	夜間看護体制加算 (II)	
	若年性認知症入居者受入加算	
	協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確 保している協力医療機関と連携 している場合)	
	協力医療機関連携加算 (上記以外の協力医療機関と連携 している場合)	
	口腔・栄養スクリーニング加算	
	科学的介護推進体制加算	
	退院・退所時連携加算	
	退居時情報提供加算	
	看取り介護加算 (I)	
	看取り介護加算 (II)	
	認知症専門ケア加算 (I)	
	認知症専門ケア加算 (II)	
	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	
	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	
	新興感染症等施設療養費	
生産性向上推進体制加算 (I)		
生産性向上推進体制加算 (II)		

	サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
	介護職員等処遇改 善加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
		(Ⅳ)	
		(Ⅴ)(1)	
		(Ⅴ)(2)	
		(Ⅴ)(3)	
		(Ⅴ)(4)	
		(Ⅴ)(5)	
		(Ⅴ)(6)	
		(Ⅴ)(7)	
		(Ⅴ)(8)	
		(Ⅴ)(9)	
		(Ⅴ)(10)	
	(Ⅴ)(11)		
	(Ⅴ)(12)		
(Ⅴ)(13)			
(Ⅴ)(14)			
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	1 ありの場合		
	(介護・看護職員の配置率)		: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="radio"/>	救急車の手配
	<input type="radio"/>	入退院の付き添い
	<input type="checkbox"/>	通院介助
	<input type="checkbox"/>	その他

	1	名称	医療法人社団秀誠会 小屋迫医院	
		住所	上益城郡甲佐町岩下96-1	
		診療科目	内科、小児科	
		協力科目	入院必要時の入院対応及び通常の健康管理	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保				

協力医療機関	2	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保			
	3	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保			
		名称		
		住所		

	4	診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
	5	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保		
新興感染症発生時に対応を行う医療機関との連携	1 あり			
	1 ありの場合			
	医療機関の名称	医療法人社団秀誠会 小屋迫医院		
	医療機関の住所	上益城郡甲佐町岩下96-1		
1	名称	医療法人社団徳治会 吉永歯科医院		
	住所	熊本県宇城市松橋町浦川内824-8		

協力歯科医 療機関		協力内容	訪問歯科診療及び必要な口腔ケア
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	一時介護室へ移る場合	
	介護居室へ移る場合	
	その他	
判断基準の内容	身体状況、認知症等本人状態を踏まえ主治医、家族等の合意にて	
手続きの内容	入所者本人若しくは家族等の同意及び関係行政の了承を得て実施。	
追加的費用の有無	2 なし	
居室利用権の取扱い	変更なし	
前払金償却の調整の有無	2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり
	便所の変更	2 なし
	浴室の変更	2 なし
	洗面所の変更	2 なし
	台所の変更	2 なし
	その他の変更	1 ありの場合

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	2	なし
	要介護の者	1	あり
留意事項	入居契約書に記載		
契約解除の内容	入居契約書に記載		
事業主体から解約を求め る場合	解約条項	入居契約書に記載	
	解約予告期間	1	ヶ月
入居者からの解約予告期間	1		ヶ月
体験入居の内容	1 あり		
	1 ありの場合		
	(内容)	空きベッドありの場合に限る	
入居定員	30		人
その他			

## 5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1
生活相談員				
直接処遇職員				
介護職員	1	1		
看護職員	1		1	
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員	3	3		
事務員	1		1	
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士			
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	1	1	
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	( 21 時 0 分 ~ 8 時 0 分 )			
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)	
看護職員	0	人	1	人
介護職員	3	人	1	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務										
	業務に係る資格等	1 ありの場合									
		資格等の名称									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											
応業務に 従事した 人数 経験 年数に	1年未満										
	1年以上 3年未満										
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施状況		1 あり									

## 6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 月払い方式
	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択
	全額前払い方式
	一部前払い・一部月払い方式
年齢に応じた金額設定	2 なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし
	3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合 不在期間が 日以上
利用料金の改定	条件 物価変動、人件費上昇により、改訂する場合がある。
	手続き 運営懇談会の意見を聴く。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護5	
	年齢	70 歳	85 歳	
居室の状況	床面積	13.5 m <sup>2</sup>	13.5 m <sup>2</sup>	
	便所	2 無	2 無	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	円	円	
	敷金	円	円	
月額費用の合計		115100 円	82100 円	
家賃		30000 円	30000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		円	
	介護保険外※2	食費	37800 円	37800 円
		管理費	47300 円	14300 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	円	円
その他	円	円		
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	高齢者の平均的年金額から算定した基本利用料の中で案分
敷金	家賃の ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	別添2「サービスの一覧表」のとおり ※介護保険サービスの自己負担額は含まない

管理費	高齢者の平均的年金額から算定した基本利用料の中で案分
食費	高齢者の平均的年金額から算定した基本利用料の中で案分
光熱水費	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	近隣相場の動向を勘案し、総合的に判断し決定する

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間 (償却年月数)	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	円
初期償却率	%

返還金の算 定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保 全先		
	1	全国有料老人ホーム協会以外の場合
	名称	

## 7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

### (入居者の人数)

性別	男性	6	人
	女性	17	人
年齢別	65歳未満		人
	65歳以上75歳未満		人
	75歳以上85歳未満	8	人
	85歳以上	15	人
要介護度別	自立		人
	要支援 1		人
	要支援 2		人
	要介護 1	6	人
	要介護 2	9	人
	要介護 3	2	人
	要介護 4	5	人
	要介護 5	1	人
入居期間別	6ヶ月未満	2	人
	6ヶ月以上1年未満	3	人
	1年以上5年未満	18	人
	5年以上10年未満		人
	10年以上15年未満		人
	15年以上		人

### (入居者の属性)

平均年齢	83	歳
入居者数の合計	23	人
入居率※	76	%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等		人
	社会福祉施設		人
	医療機関	3	人
	死亡		人
	その他		人
生前解約の状況	施設側の申し出		人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	3	人
		(解約事由の例) 入院長期化のため	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1										
窓口の名称		グリーンリバー甲佐 (窓口責任者) 施設長								
電話番号		096	-	234	-	8126				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
定休日		なし (担当者が休みの場合、代行者を置いて対応)								

窓口2

窓口の名称							
電話番号		-		-			
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口3

窓口の名称							
電話番号		-		-			
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口4

窓口の名称							
電話番号		-		-			
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口5

窓口の名称							
電話番号		-		-			
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 ありの場合	
	その内容	
	事故対応及びその予防のための指針	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	2023/3/23
	結果の開示	2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

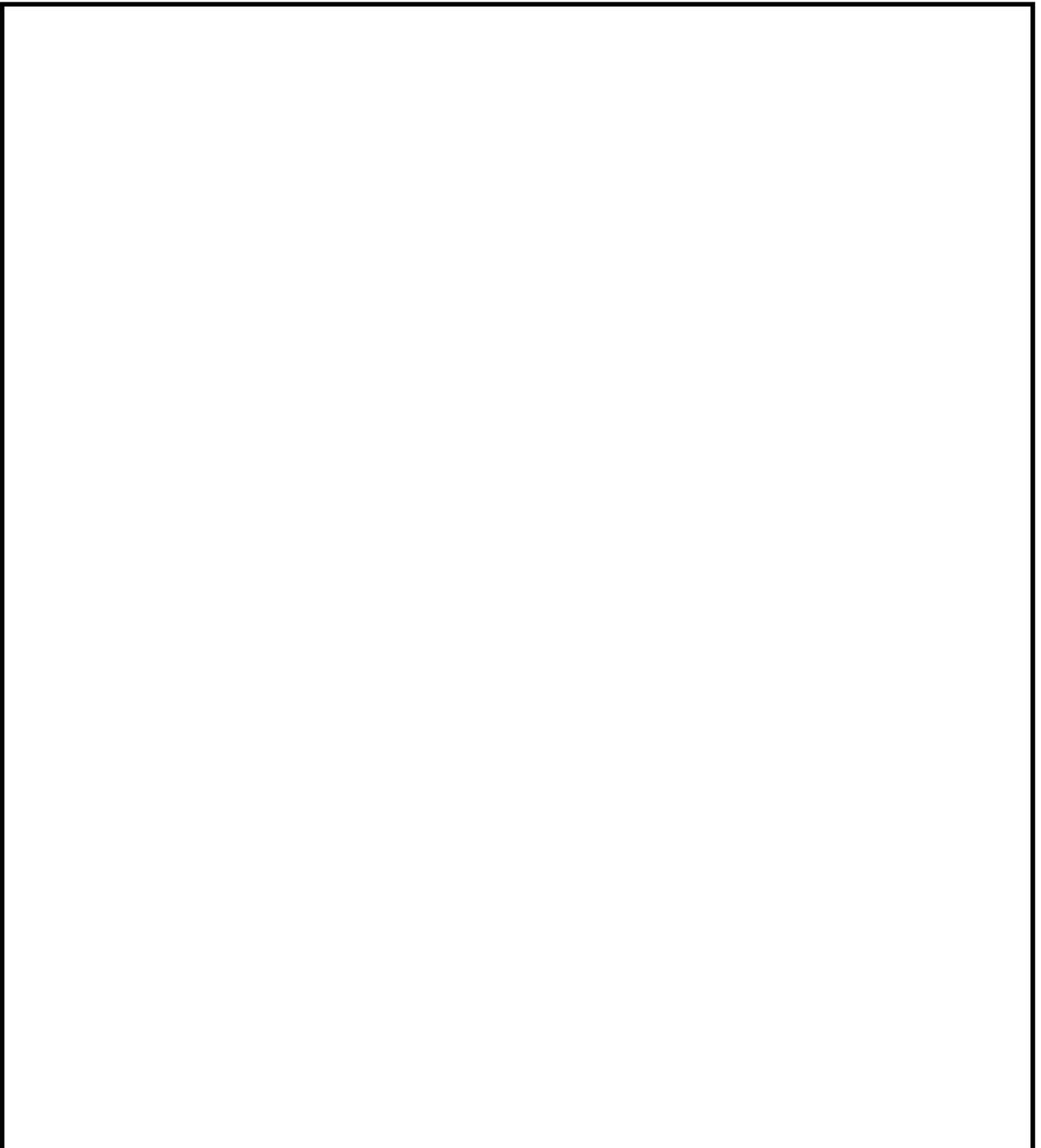
入居契約書の雛形	2 入居希望者に交付
管理規程	1 入居希望者に公開
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	
	(開催頻度) 年 1 回	
	2 なしの場合	
	1 代替措置ありの場合 (内容)	
高齢者虐待防止のための取組の状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の定期的な実施	1 あり
	担当者の配置	1 あり
身体的拘束等廃止のための取組の状況	身体拘束適正化委員会の開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の実施	1 あり
		1 あり
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)	1 ありの場合 身体的拘束等を行う場合の態様、及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録 1 あり
業務継続計画の策定状況	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり
	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり
	従業者に対する周知の実施	1 あり

等	定期的な研修の実施		1	あり
	定期的な訓練の実施		1	あり
	定期的な見直し		1	あり
提携ホームへの移行 【表示事項】	2 なし			
	1	ありの場合		
		提携ホーム名		
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1 あり			
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	2 なし			
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	1 あり			
	1	ありの場合		
		合致しない事項が ある場合の内容	「有料老人ホーム設置運営指導指針」6（9）ア （ア）」に 該当しない	
		「6. 既存建築物 等の活用の場合等 の特例」への適合 性		
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項	なし			
	不適合事項がある 場合の内容			

備考



添付書類： 別添1（別の実施する介護サービス一覧表）  
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ \_\_\_\_\_ 様

説明年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
＜居宅サービス＞					
訪問介護	1 有	ヘルパーステーショングリーンリバー	熊本県上益城郡甲佐町下横田506-1	○	
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与					
特定福祉用具販売					
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					

地域密着型通所介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
居宅介護支援					
＜居宅介護予防サービス＞					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護					

介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具販売					
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護予防支援					
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護医療院					
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス					
通所型サービス					
その他生活支援サービス					

## 別添2

## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料金で、実施するサービス(利用者が全額負担)	包含※2			備考
			都度※2	料金※3		
介護サービス						
食事介助		2 なし				
排泄介助・おむつ交換		2 なし				
おむつ代		1 あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭		2 なし				
特浴介助		2 なし				
身辺介助（移動・着替え等）		2 なし				
機能訓練		2 なし				
通院介助		1 あり		○	30分未満 1760円～	院内移動などの付き添いなど。
口腔衛生管理		2 なし				
生活サービス						
居室清掃		1 あり		○	30分未満 1210円～	
リネン交換		1 あり		○	30分未満 1210円～	
日常の洗濯		1 あり		○	30分未満 1210円～	
居室配膳・下膳		2 なし				
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし				
おやつ		1 あり	○			
理美容師による理美容サービス		1 あり		○	実費	
買い物代行		1 あり		○	30分未満 1210円～	近隣施設への嗜好品などの買い物
役所手続き代行		1 あり		○	30分未満 1210円～	
金銭・貯金管理		2 なし				
健康管理サービス						
定期健康診断		1 あり		○	実費	
健康相談		1 あり	○			
生活指導・栄養指導		1 あり	○			
服薬支援		1 あり	○			
生活リズムの記録(排便・睡眠等)		1 あり	○			

入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行		2 なし				
入院中の洗濯物交換・買い物		2 なし				
入院中の見舞い訪問		1 あり	○			

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割～3割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。